

《開催日時》

平成28年6月28日（火）

《場 所》

三和公民館 1階 会議室

《付議事項》

- 議案第1号 平成28年度農用地利用集積計画（第37号）について  
議案第2号 農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について  
議案第3号 非農地証明申請について  
議案第4号 農地法第3条による許可申請について  
議案第5号 農地法第4条による許可申請について  
議案第6号 農地法第5条による許可申請について  
議案第7号 事業計画変更承認申請について  
議案第8号 農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について

《出席者》

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 福島 道正   | 2番 槌原 敬司  | 3番 若林 宏明   |
| 4番 伊勢村 正治  |           | 6番 矢田貝 幹輝  |
| 7番 日下 文子   | 8番 梶尾 英志  | 9番 小川 玲子   |
| 10番 小田 千寿香 | 11番 徳本 敬吉 | 12番 圓道 タミ子 |
|            | 14番 横儀 秋弘 | 15番 光末 幸司  |
| 16番 橋本 進吾  | 17番 向 靖弘  | 18番 村上 積水  |
| 19番 赤木 健二  | 20番 塚本 尚夫 | 21番 正木 正二  |
| 22番 池田 正敬  |           | 24番 伊勢村 春行 |
| 25番 大谷 省五  | 26番 小林 文雄 | 27番 佐伯 知省  |

事務局長 松本 真典

主任 堀井 徹

遅刻 なし

《欠席者》

- 5番 藤井 ヨシ子 13番 立原 孝生 23番 川上 進

《開 会》

松本事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第3回の神石高原町農業委員会総会のほうを開会いたします。

初めに、会長よりご挨拶をいただきます。

《挨拶》

佐伯会長

(挨拶)

《欠席者報告及び総会の成立》

松本事務局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして欠席者の報告をいたします。

本日の欠席者は5番藤井ヨシ子委員、13番立原孝生委員、23番川上進委員でございます。以上の3名の方でございまして、したがって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員数27名中、本日の出席者は24名であります。したがって、過半数を超えております。本日の総会が成立することをご報告申し上げます。

なお、これからの議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定によりまして会長にお願いいたします。

《議事録署名委員の指名》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

9番の小川、10番の小田両委員さんをお願いいたします。

《議事》

《議案第1号》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入ります。

議案第1号「平成28年度農用地利用集積計画（第37号）について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

堀井主任

(事務局説明)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

第1号議案についての説明をいただきました。

ご意見，ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので，採決に移らせていただきます。

議案第1号「平成28年度農用地利用集積計画（第37号）について」，申請どおり異議なき旨，回答することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので，異議なき旨，回答をさせていただきます。

《議案第2号》

佐伯会長（議長）

続きまして，議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

堀井主任

（事務局説明）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

議案第2号についての説明が終わりました。

ご意見，ご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

佐伯会長（議長）

ないようでございますので，採決に移らせていただきます。

議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」，申請どおり異議なき旨，回答することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので，異議なき旨，回答をさせていただきます。

《議案第3号》

佐伯会長（議長）

続きまして，議案第3号「非農地証明申請について」を議題といたしま

す。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

0-10 有木 1件



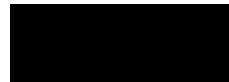
はしもと しんご  
(橋本 進吾 委員)

0-11 上豊松 1件



こばやし ふみお  
(小林 文雄 委員)

0-12 桑木 1件



つちはら けいじ  
(槌原 敬司 委員)

佐伯会長 (議長)

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いいたしております。■■■■さんの案件からご報告をお願いいたします。

橋本進吾委員

失礼します。16番橋本です。

去る6月19日に小林委員さんと、それから■■■■さんのお父さんである■■■■さんと現地調査を行いました。位置的には家のすぐ隣ぐらいの場所にあるのですが、写真つづりの1ページ、原野ということで実際に高低差が30mぐらいあるというところで、小さな土手もないような段々田んぼがずっと続いているという状況で、もうトラクターも入らないような状況でどうにもならないということをお聞きしました。審査のほどよろしくをお願いします。

佐伯会長 (議長)

ありがとうございました。

続きまして、■■■■さんの案件お願いいたします。

小林文雄委員

26番の小林でございます。

先ほど橋本委員から説明がありましたように、同じ日に現地確認にまいりました。この2ページの写真を見ていただければわかりますように、管理人も置かないような大変山の急斜面の所でございます、到底これは畑に戻すということは不可能でございます。

以上のような状況でございます。

佐伯会長 (議長)

ありがとうございました。

続きまして、■■■■さんの案件をお願いいたします。

植原敬司委員

2番の植原です。

それで、6月20日に佐伯委員さんとともに事前調査をいたしました。地目にもありますように、田んぼ416㎡というふうになっております。そこにもはや家が建っているということでございますが、農振除外地にはなっております。現状では家が建っておりますが、お父さんが家を建てられかけて完成直前ぐらいにお亡くなりになっていまして、本日の申請人でありまして、■■■■さんがこの土地の権利を取得されて、地目変更をするために非農地証明依頼を出されたということでございます。

なお、この■■■■さんは■■■■に住んでおられて、年に二、三回程度帰られて草刈りをしたり、こういうふうな形で管理をされているということでございます。現地確認では隣の農地との境はブロック塀で仕切られていまして、そちらの農地のほうへの影響もないと思っておりますし、もはや家を建ててから何年も経過していますので、認めざるを得ないのかなというふうに判断をいたしております。

どうぞご審議をお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

非農地証明についてご報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第3号「非農地証明申請について」、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので、申請どおり許可することといたします。

《議案第4号》

続きまして、議案第4号「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

3-13 高蓋

■■■■ さえき ともよし  
（佐伯 知省 会長）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査のお願いをいたしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

まず、■■■■さんの案件でございます。これは私の担当でございます。

6月20日に榎原委員とともに現地確認をさせていただきました。この田んぼにつきましては、長い間■■■■さんのお父さん時代から■■■■さんの土地を永小作の状態で借り上げて利用されておりました。今回■■■■さんも歳が歳でございますので、家の近くの田んぼについてはできるだけ子供に残してやりたいという強い希望がございます。今回この永小作で移譲されていまして水田を■■■■さんから■■■■さんが借り受けをされたというものでございます。もう既に本年度は水稻の作付もされております。写真つづりの5ページをごらんいただきますように、上の写真を見ていただきますと1枚の田んぼずっと稲が植わってますが、これを分筆をして今回の売買につなげられたということでございます。今後とも■■■■さんのほうの意向があれば、■■■■さんのほうも耕作は依頼をしてもいいというような状況のようでございます。周辺は全く他の所有者も水田等もございません。近隣の住宅等に対する影響はないというふうに思いますので、今回の申請については問題ないというふうに判断をさせていただきました。

以上でございます。

続きまして、美田さんの案件について。

村上積水委員

18番の村上です。

譲渡人の■■■■さんっていう人は現在■■■■にいまして、遠いということもありますし、もう相当この田んぼはつくられてません。■■■■さんのほうは2年前からこの田んぼを既にもう■■■■さんのほうから借りてつくられております。その前は近くの■■■■さんという人が長い間借りた田をつくられておりましたが、■■■■さんのほうも規模拡大ということと、相当広く田をつくられておまして、委託もされたりして田をつくられております。この際、■■■■さんのほうに■■■■さんのほうから無償提供するっていうことです。6月21日に■■■■さんと■■■■さんと、それと川上進さんの3人で現地を確認されております。特に何もきょう行ったところを見ましても、周りの田もきれいにしておりますし、もちろんこの■■■■さんが譲り受けられた田もきれいにしておりますので特に問題はないと思います。ご審議のほうよろしく願います。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

3条申請についての調査結果の報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第4号「農地法第3条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので、申請どおり許可することといたします。

《議案第5号》

佐伯会長（議長）


続きまして、議案第5号「農地法第4条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

4-2 小島 2件

 おがわ れいこ  
（小川 玲子 委員）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

小川玲子委員

失礼します。9番小川玲子です。

この現地を光末委員と26日に調査いたしました。畑としては余り使用されていないので、どうしようかなって考えていたところ、ただ草刈り機だけの管理では高齢にもなるということで、ちょうどソーラーの話が出て、こういうことを決められたそうです。周りとの関係も別に問題はなく、日当たりはよい場所で、問題はないと思います。審議よろしく願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

調査報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第5号「農地法第4条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数賛成)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

賛成多数でございます。よって、申請どおり許可することといたします。

《議案第6号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第6号「農地法第5条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

使用貸借権設定案件

5-7 上 2件

おがわ れいこ  
(小川 玲子 委員)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

小川玲子委員

失礼します。26日光末委員と現地調査をいたしました。この土地は、  
さんがさんの息子さんで、若くて結婚しておられまして  
子供さんも2人おられて、住宅を建てたいということでいろいろ厳選された  
そうですけど、この土地はよかろうということで決められました。周り  
にも別に何ら支障はなくていいではないかと思えます。審議よろしくお願  
いします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

調査結果のご報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ご意見ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。



議案第6号「農地法第5条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

挙手全員でございます。申請どおり許可することといたします。

《議案第7号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第7号「事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

14-1 1件

ふくしま みちまさ  
(福島 道正 委員)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

福島道正委員

1番福島です。

ただいま事務局長にほとんど説明していただいたわけですが、私のほうからも追加的に説明していきます。

昨年の10月28日に第7回の総会で承認をいただいた案件でございます。先ほどもありましたように、一部変更の申請を今回されていまして、先般21日に若林委員さんと申請者の[REDACTED]、立会のもとに状況調査をいたしました。写真の10ページを見ていただきますと、以前1筆3枚ありまして、そのうち1段目と2段目の2枚を1枚にされていまして、今整備して真砂土が入っております。これから作業場、駐車場をつくるという準備をされています。これで右のほうへちょっと黒くてまた青いような少し残っていますが、これは段差がちょっと高くて、ここへ太陽光の発電施設の設置を行い、有効活用を図りたいという狙いがございます。支障、問題はないというふうに思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第7号「事業計画変更承認申請について」、申請どおり許可することと賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので、申請どおり許可することといたします。

《議案第8号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第6号になっていますが、これは8号になり、「農地法施行規則第17条第2項の適用について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

6-2 1件

つちはら けいじ  
(榎原 敬司 委員)



佐伯会長（議長）

担当委員さんによる現地調査をお願いいたしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

榎原敬司委員

2番の榎原でございます。

6月20日に佐伯委員さんと、それから松本局長さんと私とで事前調査をいたしました。

先ほど説明がありましたように、議案第3号の非農地証明にかかわる案件ということでございます。この空き家バンクに登録して一緒に売却ということでございますが、この田の位置でございますが、空き家バンクにかける先ほど説明をしました家から直線で約300m程度離れたところで、地域内の田んぼでございます。面積は1,170㎡でございますが、法人には参加をされてません。図面でいきますと30ページのところでございますように、1,170㎡というこの田でございます。今の説明でまず審議をしてください。

佐伯会長（議長）

ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

ないようございましたら、採決に移らせていただきます。

議案第8号「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、申請ど

おり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので、申請どおり許可することといたします。

以上で本日提案いたします内容については全て終了いたしました。

皆さん方のほうから何かございましたらお願いいたします。

佐伯会長（議長）

それでは、ないようでございますので、ここで締めさせていただきたい  
と思います。

《閉 会》